

執筆者:

E-mail☒ [藤井 康次郎](mailto:fuji@nishimura-asahi.com)

E-mail☒ [平家 正博](mailto:hirayama@nishimura-asahi.com)

E-mail☒ [根本 拓](mailto:nemoto@nishimura-asahi.com)

E-mail☒ [稲岡 優美子](mailto:ino@nishimura-asahi.com)

E-mail☒ [原田 実侑](mailto:arita@nishimura-asahi.com)

I 概要

2021年11月17日に、欧州委員会は、サプライチェーン上で森林破壊及び森林劣化を引き起こした製品の消費を抑制することを目的として、森林破壊フリー製品に関する規則案(以下「本規則案」という。)¹を提出した。

本規則案は、欧州グリーン・ディールの一環として導入が検討されている施策の一つであり、世界人口の増加等によって、より広い農業用地が必要となる中で、農業用地の拡大が森林破壊及び森林劣化の主要な原因となっているとの問題意識を背景に、森林破壊及び森林劣化を引き起こした一定の農産品等の消費を抑制することにより、森林破壊及び森林劣化の削減、並びに温室効果ガスの排出削減及び世界的生物多様性の喪失の抑制を図るもの、と説明されている²。

本規則案は、事業者に対して、大豆、牛肉、パーム油、木材、コーヒー、カカオ及びこれらの加工品が、森林破壊又は森林劣化に関連していないことを証するためのデュー・ディリジェンスの実施を義務付けるとともに、これらの製品が森林破壊や森林劣化を引き起こしている場合、EU市場への輸入を禁止する。

本規則案が成立及び施行されれば、現在EUに輸出したりEU内で取り扱っていたりする対象製品が、森林破壊又は森林劣化を引き起こしている等の理由で、EU市場へ輸出できなくなる等の事態が生じる可能性がある。したがって、対象製品が自社のサプライチェーンに含まれている企業においては、その原材料の生産過程で森林破壊又は森林劣化が生じていないかについて、必要な情報収集及びアセスメントを行っておくことが重要と考えられる。

2022年12月6日付けの欧州閣僚理事会のプレスリリース³によれば、欧州議会と閣僚理事会が、欧州委員会による本規則案の修正内容について暫定的合意(以下「本暫定合意」という。なお、本暫定合意の対象となった条文は未公表である。)に至っており、今後速やかに本規則案を修正した規則が成立する予定であるが、基本的な枠組みは、本規則案に沿っていると考えられる。そこで、以下では、本規則案の概要(下記 II)、及び今後の流れ(下記 III)を説明した上で、日本企業への影響(下記 IV)について述べる。

II 森林破壊フリー製品に関する規則案の概要

本規則案は、(i)対象となる特定産品を定めた上で、(ii)かかる特定産品の取扱事業者に、産品が森林破壊又は森林劣化に関連していないかについてのデュー・ディリジェンス義務を課すとともに、(iii)森林破壊又は森林劣化に関連する産品のEU市場での上市やEU市場からの輸出を禁止する。以下、順番に解説する。

¹ <https://environment.ec.europa.eu/document/download/5f1b726e-d7c4-4c51-a75c-3f1ac41eb1f8_en?filename=COM_2021_706_1_EN_ACT_part1_v6.pdf>

² 本規則案の Explanatory Memorandum, p. 1.

³ <<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/12/06/council-and-parliament-strike-provisional-deal-to-cut-down-deforestation-worldwide/>>

1. 対象産品

本規則案は、規制対象となる産品として、①畜牛、カカオ、コーヒー、パーム油、大豆及び木材の6商品(Commodities)(以下「対象商品」という。)、及び②このような対象商品を含む、又は飼料として与えられ若しくは製造に使用された製品(Products)のうち特定の製品(以下「対象製品」という。対象商品と併せて「対象産品」と総称する。)を定める(1条)。このうち、対象製品は、本規則案のAnnex Iに、EUの関税分類コード(Combined Nomenclature)を特定する形で指定されている(本ニュースレター末尾参照)。なお、本暫定合意においては、対象商品にゴムを加えることとされている。

欧州委員会は、発効から2年以内に、本規則案の対象に他のエコシステム(例えば泥炭地等の高炭素貯蔵地)を含めること、並びに対象となる商品及び製品の範囲を拡大することについて検討することとされている(32条1項、3項)⁴。したがって、今後対象商品や対象製品の範囲が拡大する可能性に留意する必要がある。

2. 事業者に対するデュー・ディリジェンス義務

(1) 事業者に対するデュー・ディリジェンス義務

対象となる「事業者」(operators)は、全ての対象産品について、EU市場で上市する又はEU市場から輸出する前に、対象産品が、①「森林破壊フリー」であること及び②生産国における関連法令に従って生産されたことについてデュー・ディリジェンスを実施した上で(4条1項)、デュー・ディリジェンス申告書を提出する義務を負う(4条2項)。当該事業者は、デュー・ディリジェンス申告書を提出することで、対象産品が本規則案に定める要件を満たしていることの責任を負う(4条3項)。なお、デュー・ディリジェンス手続の詳細については、下記(2)参照。

ア 義務の対象主体

「事業者」(operators)とは、「商業的活動として、対象商品及び対象製品をEU市場に上市し(place on the market)⁵、又はEU市場から輸出する自然人又は法人」を指すと定義されている(2条12項)。また、EU域外の自然人又は法人が対象商品及び対象製品をEU市場に上市する場合、当該対象商品及び対象製品を購入する又は入手する初めてのEU域内の自然人又は法人が「事業者」とみなされる(7条)。したがって、デュー・ディリジェンス義務を負う事業者は、基本的には、EUで設立された法人(日本企業のEU子会社等も含む。)と考えられる。

なお、「商業的活動として、対象商品及び製品をEU市場において利用可能にする(make available on the market)⁶、サプライチェーン上の、事業者以外の自然人又は法人」は「取引業者」として定義されており(2条13項)、基本的には、「事業者」と同様の義務を負うが⁷、中小企業に該当する「取引業者」については、包括的なデュー・ディリジェンス義務は課されず、一定の情報⁸の収集・保管義務のみが課される等(6条2項)、負担が軽減されている。

⁴ Annex Iの対象製品リストのアップデートは、委任法令(delegated acts)によって行うことができるため(32条4項)、欧州委員会は、対象商品の拡大より、Annex Iの対象製品のリストのアップデートの方が、より簡易な手続で行うことができる。

⁵ 「EU市場に上市する」(placing on the market)とは、対象商品又は対象製品をEU市場において初めて利用可能にすることをいう(2条10項)。

⁶ 「EU市場において利用可能にする」(making available on the market)とは、商業的活動として、代金の支払いと引換えに又は無料で、EU市場における流通、消費又は利用のために行う対象商品又は対象製品のあらゆる供給を指す(2条11項)。

⁷ 本規則案6条5項に基づき、中小企業に該当しない取引業者は事業者とみなされ、EU市場において利用可能にする対象商品及び対象製品につき、デュー・ディリジェンス義務等の対象となる。

⁸ 収集すべき情報は以下の情報である(6条2項)。

- ・ 対象商品及び対象製品を当該取引業者に供給した事業者又は取引業者の名称、登録された照合又は登録された商標、住所、メールアドレス、及び入手可能であれば、ウェブアドレス
- ・ 当該取引業者が対象商品及び対象製品を供給した取引業者の名称、登録された照合又は登録された商標、住所、メールアドレス、及び入手可能であれば、ウェブアドレス

イ 「森林破壊フリー」(deforestation-free)の意義

本規則案は、事業者に対して、デュー・ディリジェンスの実施を通じて、対象産品が「森林破壊フリー」(deforestation-free)であることの確認を求めているが、「森林破壊フリー」とは、以下を意味する(2条8項)。

- 対象産品が、2020年12月31日以後に「森林破壊」されていない土地で生産されたこと
- 木材について、2020年12月31日以後に「森林劣化」を引き起こさずに収穫されたこと

また、「森林」(forest)、「森林破壊」(deforestation)及び「森林劣化」(forest degradation)は、下記のとおり定義されている。

- 「森林」とは、5メートル以上の高さの樹木があり、かつ、10%を超える樹冠率のある、又は、元の状態で(in situ)これらの閾値に到達する樹木のある0.5ヘクタールを超える土地で、農業プランテーションや主に農業用又は都市用に使用されている土地を除く(2条(2))。
- 「森林破壊」とは、人間により引き起こされたか否かにかかわらず、森林の農業用地への転換を指す(2条(1))。
- 「森林劣化」とは、持続可能でなく、かつ、森林生態系の生物学的又は経済的な生産性及び複雑性を減少又は喪失させ、結果として木材、生物多様性及びその他の製品又はサービスを含む森林からの恩恵の全体的な供給を長期的に減少させる伐採作業、と定義される(2条(6))。

このとおり、本規則案は、対象産品が生産された土地が、森林から農地転用された土地でないか等を、デュー・ディリジェンスの実施を通じて確認することを求めており、当該事情が存在しない産品を、「森林破壊フリー」(deforestation-free)として取り扱うこととしている。

ウ 「生産国における関連法令」の意義

上記のとおり、本規則案は、デュー・ディリジェンスの実施を通じて、対象産品が「森林破壊フリー」(deforestation-free)であることに加えて、生産国における関連法令に従って生産されたことの確認を求めている。

「生産国における関連法令」とは、生産国で適用される法律枠組みの下、土地使用权、環境保護、第三者の権利並びに貿易及び関税規制の観点から、生産地域の法的地位に関して生産国に適用される規則と定義されており(2条(28))、本要件の該当性を評価する際には、生産国で適用される労働、環境及び人権に関する国内法が問題となる。さらに、本規則案の説明用覚書では、これら事項に関係する国際法も考慮する必要があると記載されており、国内法の遵守では足りず、国際環境法や国際人権法への遵守も問題となり得る可能性がある点で、今後、本要件がどのように適用されるかは注視が必要である⁹。

(2) 実施すべきデュー・ディリジェンスの手続

デュー・ディリジェンス手続は、原則として、以下の3ステップに基づいて行われる(8条2項)。

① 必要な情報及び書類の収集(9条)

事業者は、対象産品が、対象産品のEU市場への上市又はEU市場からの輸出の条件を定める要件(対象産品が森林破壊フリーであること及び生産国における関連法令に従って生産されたこと)に適合することを証明するための情報、資料及びデータを収集しなければならない(9条1項)。収集が義務付けられている情報の例として、対象産品が生産された区画の地理的情報、生産時期、供給元及び供給先の情報等が挙げられている。

② リスク評価措置(risk assessment measures)(10条)

⁹ 本規則案 Explanatory Memorandum, p. 10. なお、本暫定合意においては、森林破壊に関する人権の側面(先住民族の自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意の権利(the right to free, prior and informed consent by indigenous peoples)を含む。)も考慮するとされている(前掲注3)。

事業者は、上記に従って収集した情報及び文書を検証及び分析し、本規則案の要件に適合するか否かについてのリスク評価を実施しなければならない(10条1項)。リスク評価の考慮事由としては、生産国及び地域における森林の存在、森林破壊又は森林減少の程度、サプライチェーンの複雑性等が挙げられている(10条2項)。

③ リスク軽減措置(risk mitigation measures)(10条)

事業者は、上記リスク評価において、対象産品が本規則案の要件に不適合であるリスクがない又は無視できると確認された場合を除き、リスクがない又は無視できるものとするのに十分なリスク軽減措置を採用しなければならない(10条4項)。リスク軽減措置の例として、追加的な情報、データ若しくは書類の要求、独立した調査若しくは監査の実施又は9条に規定される情報要件に関するその他の措置が挙げられている(同項)。

事業者は、毎年、デュー・ディリジェンスシステム、及びデュー・ディリジェンス義務の履行のために講じた措置について、インターネット上も含め「可能な限り広く」公開報告しなければならない(11条2項)、記録保持義務も課される(11条3項)。

3. 上市・輸出の制限

対象産品は、以下の全ての要件が満たされた場合に限り、EU市場に上市され若しくは利用可能となり、又はEU市場から輸出することが許される(3条)。

- 対象商品又は対象製品が森林破壊フリーであること
- 生産国における関連法令に従って生産されたこと
- デュー・ディリジェンス申告書において検討されていること

また、事業者は、以下の場合に、対象産品をEU市場に上市又はEU市場から輸出してはならない(4条4項及び5項)。

- デュー・ディリジェンス申告書を事前に提出しない場合
- 対象産品が、「森林破壊フリー」でない場合や、生産国における関連法令に従って生産されていない場合
- デュー・ディリジェンスにより、対象産品が、①「森林破壊フリー」であること、及び②生産国における関連法令に従って生産されたことという要件を満たしていないことについて、無視できないリスクがあることが明らかになった場合
- 事業者が、4条1項及び2項に基づきデュー・ディリジェンスを完了することができない場合

また、中小企業に該当する取引業者は、EU市場で入手可能にしようとする対象産品について、一定の情報を収集して保管する場合のみ、対象産品をEU市場で入手可能な状態に置くことができる(6条1項)。

4. 高リスク国及び低リスク国の認定

欧州委員会は、森林破壊フリーでない対象産品を生産しているリスクに応じて、国又はその一部の地域を、①高リスク国/地域及び②低リスク国/地域に認定することができ(27条1項)、各国/地域を、①低リスク国/地域、②標準リスク国/地域、③高リスク国/地域に分類することを予定している(同項)。ある国/地域が、低リスク国/地域又は高リスク国/地域に該当するかは、各国/地域の森林減少及び森林劣化の割合、対象産品の農地拡大率、各国の関連制度等の基準に基づき判断される(27条2項)。

事業者は、取り扱う対象産品が、低リスク国/地域で生産されていることを確認できる場合、上記2.(2)のデュー・ディリジェンス義務のうち、②リスク評価措置及び③リスク軽減措置は要求されず、①必要な情報及び書類の収集のみが要求される点で、デュー・ディリジェンス義務が軽減される(12条1項)。

一方、事業者は、取り扱う対象産品が、高リスク国/地域で生産された場合、又は当該国の対象産品がサプライチェーンに含まれているリスクがある場合、所轄当局による厳格な監査の対象となる(20条)。具体的には、所轄当局は、①低リスク国/地域及び②標準リスク国/地域については、事業者の5%以上及び対象商品のそれぞれの数量の5%を対象として、事業者及び取引業者が本規則案の内容を遵守しているかについて監査を行う(14条1項、9項。ただし、下記Ⅲのとおり、本暫定合意では、この割合が、②標準リスク国/地域については3%、①低リスク国/地域については1%となっているようである。)。これに対して、高リスク国/地域で生産等された対象産品については、これらの基準値がいずれも15%に引き上げられている(20条。ただし下記のとおり、本暫定合意では、この割合が9%となっているようである。)

5. 罰則及び申立制度

本規則案に違反した場合の罰則内容は加盟国単位で決定され、執行に関しても加盟国の所轄当局が責任を負う(23 条 1 項)。罰則としては、罰金(EU 加盟国における事業者又は取引業者の年間売上高の少なくとも 4%を上限とする。)、対象製品の押収、関連する収入の没収及び公的調達プロセスからの一時的な排除が含まれる(23 条 2 項)。

また、本規則案は、申立制度を規定しており、第三者は、遵守違反の懸念を管轄当局に提出することができる(29 条 1 項)。

III 今後のスケジュール

本規則案は、EU の通常立法手続上、欧州議会及び閣僚理事会の双方で法案が採択される必要がある。本規則案は、2022 年 12 月 6 日、欧州議会と閣僚理事会が本暫定合意に至った旨のプレスリリースが公表されており、今後、速やかに、欧州議会及び閣僚理事会の双方で正式に本暫定合意の内容に基づいた法案が採択される見込みであることから、最終的な規則制定の内容及び施行時期について注視する必要がある。

なお、同プレスリリースによれば、本暫定合意の主な内容は、下記のとおりと記載されている。本規則案との差異としては、対象商品へのゴムの追加、高リスク国/標準的リスク国/低リスク国に指定された場合の監査割合の変更が挙げられる。

- 対象商品は、パーム油、牛肉、木材、コーヒー、カカオ、ゴム及び大豆とする。
- 「森林劣化」の定義は、FAO の定義に基づき、革新的な内容である。
- 事業者に厳しいデュー・ディリジェンス義務が課され、生産された土地を特定しなければならない。
- EU 加盟国及び第三国を森林破壊のリスクに応じて、高・標準・低リスクの指定を行うベンチマーキングシステムを導入する。当局による規則遵守の監査は、高リスク国の製品を取り扱う事業者等に関しては 9%、標準リスク国については 3%、低リスク国については 1%を対象とする。さらに、高リスク国から EU に輸入等される対象商品及び対象製品については、輸入等の量のうち 9%を確認対象とする。
- 森林破壊に関連する人権に関する側面も考慮する。
- 罰金は、EU 加盟国における事業者の年間売上高の少なくとも 4%とする。

IV 日本企業への影響

本規則案は、以下のような影響を日本企業に及ぼし得るものであり、日本企業としては、本規則案の対象が将来拡大し得ることも念頭に置いて、本規則案の自社事業への影響について検討する必要がある。


- EU に輸出したり EU 内で取り扱っていたりする対象製品が、「森林破壊フリー」でない等の理由で、EU 市場に対する輸出、EU 内での供給及び EU 市場からの輸出ができなくなるという事態が生じる可能性がある。したがって、対象製品が自社のサプライチェーンに含まれている企業においては、本規則案が成立及び施行された場合の、下記のようなサプライチェーンへの影響についても、必要な情報収集及びアセスメントを行っておくことが重要と考えられる。
 - 自社のサプライチェーンに含まれる対象製品が、森林を農地転用した土地で生産された対象商品又はその加工品であることを理由に(すなわち「森林破壊フリー」でないことを理由に)、EU 市場に対する輸出、EU 内での供給及び EU 市場からの輸出ができなくなるリスクがないか。
 - 自社のサプライチェーンに含まれる対象製品の供給者が、対象製品が「森林破壊フリー」であることを立証できるような体制や能力を有しているか。
 - 本規則案が成立及び施行されると、世界的に、「森林破壊フリー」である対象製品又は低リスク国/地域で生産された対象製品の需要が高まると考えられ、これまでの需給関係にも影響を与える可能性があるが、当該事情は自社の調達活動に影響を与えないか。
- 本規則案は、対象製品に対するデュー・ディリジェンス義務を課しているところ、上記のとおり、日本企業の EU 子会社が直接の適用対象となる可能性があることから、そのような EU 子会社が対象製品を取り扱っている場合、デュー・ディリジェンス義務を負うか否かを確認することが重要である。また、仮に日本企業の EU 子会社が直接の適用対象とならない場合であっても、日本企業が、EU に対象製品を輸出している場合には、本規則案の適用対象となる EU の事業者からデュー・ディリ

ジェンスに協力するよう要請され、間接的に本規則案の影響を受ける可能性がある。

- 本規則案は、対象製品の国際貿易に大きな影響を与える可能性があることから、本規則案が不当な内容とならないよう、EU 当局の規制動向を注視するとともに、必要に応じて、直接又は日本政府を通じた、EU への働きかけを行うことも重要と考えられる。その際には、国際貿易を規律する WTO ルールに基づく議論を構築することも有効となり得る。例えば、本規則案は、条件を満たさない対象製品の EU 市場への輸出を禁止したり、高リスク国/地域と低リスク国/地域を認定して国/地域毎に異なる負担を課したりすることを予定しているところ、これらの規制は、WTO 協定上の数量制限の禁止(GATT11 条)、最恵国待遇義務(GATT1 条 1 項)、内国民待遇義務(GATT3 条 4 項)等に抵触する可能性があり¹⁰、こういった WTO ルールに基づく議論も示しながら EU に対して本規則案の修正を働きかけることも考えられる。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

¹⁰ 仮に本規則案に基づく規制がこれらの GATT 上の規律に抵触する場合には、次に、それらの規制が GATT 上規定される例外規定(GATT20 条)によって正当化されるか否かが問題となる。

別紙 本規則案の Annex I¹¹

Cattle	<p>ex 0102 Live cattle</p> <p>ex 0201 Meat of cattle, fresh or chilled</p> <p>ex 0202 Meat of cattle, frozen</p> <p>ex 0206 10 Edible offal of cattle, fresh or chilled</p> <p>ex 0206 22 Edible cattle livers, frozen</p> <p>ex 0206 29 Edible cattle offal (excluding tongues and livers), frozen</p> <p>ex 4101 Raw hides and skins of cattle (fresh, or salted, dried, limed, pickled or otherwise preserved, but not tanned, parchment-dressed or further prepared), whether or not dehaired or split</p> <p>ex 4104 Tanned or crust hides and skins of cattle, without hair on, whether or not split, but not further prepared</p> <p>ex 4107 Leather of cattle, further prepared after tanning or crusting, including parchment-dressed leather, without hair on, whether or not split</p>
Cocoa	<p>1801 00 00 Cocoa beans, whole or broken, raw or roasted</p> <p>1802 00 00 Cocoa shells, husks, skins and other cocoa waste</p> <p>1803 Cocoa paste, whether or not defatted</p> <p>1804 00 00 Cocoa butter, fat and oil</p> <p>1805 00 00 Cocoa powder, not containing added sugar or other sweetening matter</p> <p>1806 Chocolate and other food preparations containing cocoa</p>
Coffee	<p>0901 Coffee, whether or not roasted or decaffeinated; coffee husks and skins; coffee substitutes containing coffee in any proportion</p>
Oil palm	<p>1511 Palm oil and its fractions, whether or not refined, but not chemically modified</p> <p>1207 10 Palm nuts and kernels</p> <p>1513 21 Crude palm kernel and babassu oil and fractions thereof</p> <p>1513 29 Palm kernel and babassu oil and their fractions, whether or not refined, but not chemically modified (excluding Crude oil)</p> <p>2306 60 Oilcake and other solid residues of palm nuts or kernels, whether or not ground or in the form of pellets, resulting from the extraction of palm nuts oils or kernels oils</p>
Soya	<p>1201 Soya beans, whether or not broken</p> <p>1208 10 Soya bean flour and meal</p> <p>1507 Soya-bean oil and its fractions, whether or not refined, but not chemically modified</p> <p>2304 Oilcake and other solid residues, whether or not ground or in the form of pellets, resulting from the extraction of soya-bean oil</p>
Wood	<p>4401 Fuel wood, in logs, in billets, in twigs, in faggots or in similar forms; wood in chips or particles; sawdust and wood waste and scrap, whether or not agglomerated in logs, briquettes, pellets or similar forms</p> <p>4403 Wood in the rough, whether or not stripped of bark or sapwood, or roughly squared</p> <p>4406 Railway or tramway sleepers (cross-ties) of wood</p> <p>4407 Wood sawn or chipped lengthwise, sliced or peeled, whether or not planed, sanded or end-jointed, of a thickness exceeding 6 mm</p> <p>4408 Sheets for veneering (including those obtained by slicing laminated wood), for plywood or for other similar laminated wood and other wood, sawn lengthwise, sliced or peeled, whether or not planed, sanded, spliced or end-jointed, of a thickness not exceeding 6 mm</p> <p>4409 Wood (including strips and friezes for parquet flooring, not assembled) continuously shaped (tongued, grooved, rebated, chamfered, V-jointed, beaded, moulded, rounded or the like) along any of its edges, ends</p>

¹¹ <https://environment.ec.europa.eu/system/files/2021-11/COM_2021_706_1_EN_annexe_proposition_part1_v4.pdf>

<p>or faces, whether or not planed, sanded or end-jointed</p> <p>4410 Particle board, oriented strand board (OSB) and similar board (for example, waferboard) of wood or other ligneous materials, whether or not agglomerated with resins or other organic binding substances</p> <p>4411 Fibreboard of wood or other ligneous materials, whether or not bonded with resins or other organic substances</p> <p>4412 Plywood, veneered panels and similar laminated wood</p> <p>4413 00 00 Densified wood, in blocks, plates, strips or profile shapes</p> <p>4414 00 00 Wooden frames for paintings, photographs, mirrors or similar objects</p> <p>4415 Packing cases, boxes, crates, drums and similar packings, of wood; cable- drums of wood; pallets, box pallets and other load boards, of wood; pallet collars of wood (Not including packing material used exclusively as packing material to support, protect or carry another product placed on the market.)</p> <p>4416 00 00 Casks, barrels, vats, tubs and other cooper's products and parts thereof, of wood, including staves</p> <p>4418 Builders' joinery and carpentry of wood, including cellular wood panels, assembled flooring panels, shingles and shakes</p> <p>Pulp and paper of Chapters 47 and 48 of the Combined Nomenclature, with the exception of bamboo-based and recovered (waste and scrap) products</p> <p>9403 30, 9403 40, 9403 50 00, 9403 60 and 9403 90 30 Wooden furniture</p> <p>9406 10 00 Prefabricated buildings of wood</p>
--